

2024 WOYC ヨットレース帆走指示書

1 規則

- 1.1 セーリング競技規則(以下「規則」という)に定義された規則を適用する。
- 1.2 レース艇以外の船舶との規則は規則第2章の規則に代わって海上衝突予防法の規則を適用する。

2 クラス旗

クラス旗はWOYCクラブ旗とする。

3 レースエリア

- 3.1 インショア(ブイ周り)レースは和歌山マリーナシティ沖和歌浦湾内水域とする。
- 3.2 その他コストルレースは各レースの公示にて指示する。

4 コース及びマーク

- 4.1 コース及びマークは、レース公示または艇長会議の時に通告する。
- 4.2 スタートマークはレース委員会の信号艇(本部船)とマークの間とする。
- 4.3 フィニッシュマークはマークと本部船の間とする。

5 スタート(通常)

- 5.1 スタートラインは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇(本部船)のオレンジ旗を掲揚したポールまたはマストと、ポートの端にあるマークのコースの側の間とする。
- 5.2 レースはRRS26を用いてスタートさせる。

予告信号(5分前)	クラス旗を掲揚し、音響信号1声を発する。
準備信号(4分前)	P旗を掲揚し、音響信号1声を発する。
1分前	P旗を降下し、長音1声を発する。
スタート	クラス旗を降下し、音響信号1声を発する。

- 5.3 リコール艇が有った場合は、音響信号1声と共にX旗を掲揚する。
- 5.4 ゼネラルリコールの時は音響信号2声と共に第一代表旗を掲揚する。新しいスタートの予告信号は、第一代表旗降下(音響信号1声)の1分後に発する。
- 5.5 スタート信号後、15分より後にスタートする艇は、審問なしに『スタートしなかった(DNS)』と記録される。これは付則A5.1と5.2を変更している。
- 5.6 スタートの延期をする場合は、回答旗(AP旗)を掲揚し、音響信号2声を発する。回答旗(AP旗)は次の信号1分前に降下される。

6 スタート(指定時刻)

- 6.1 レース公示または艇長会議において指示があった場合、指定時刻を以ってスタートを行う。
- 6.2 指定時刻によるスタートを行うレースで使用するスタートラインは以下のいずれかである。詳細はレース公示または艇長会議で指示する。
【マリーナシティ南側水域】海南第3号及び第4号灯浮標を南に見たトランシットをスタートラインとする。なお、レース艇は海南第1号第2号灯浮

標、海南北及び海南南防波堤灯台で囲われた水域の中を帆走してはならない。

【徳島港津田外防波堤南方】徳島港津田外防波堤の延長をスタートラインとする。スタートにあたり勝浦川河口付近及び大崎付近は水深が浅い為、接近を控えること。

【海上ゲート】レース委員会艇の後方延長をスタートラインとする。レース艇は、所定時刻までに指定された方法で海上エントリーを完了し、スタート時刻以降にレース委員会艇の後方を通過しなければならない。なお、スタート時刻から4分後にスタートラインは消滅し、レース委員会艇はレース艇として帆走を開始する。また、リコール艇は所要時間にレース委員会の裁量により所要時間に5～10分のタイムペナルティーを課す。

7 フィニッシュ（通常）

- 7.1 フィニッシュラインはレース委員会の信号艇（本部船）の青色旗を掲揚しているポールまたはマストとフィニッシュマークのコース側との間とする。
- 7.2 コース短縮の場合、フィニッシュラインはレース委員会船のS旗を掲揚したポールとコースの最も近いマークのコース側との間とする。

8 フィニッシュ（自主計測）

- 8.1 レース公示または艇長会議において指示があった場合、レース艇の自主計測を以って、フィニッシュ時刻を記録する。
- 8.2 自主計測を行うレースで使用するフィニッシュラインは以下のいずれかである。詳細はレース公示または艇長会議で指示する。

【マリーナシティ南側水域】海南第3号及び第4号灯浮標を南に見たトランシットをフィニッシュラインとする。なお、レース艇は海南第1号から第4号灯浮標で囲われた水域の中を帆走してはならない。

【徳島港津田外防波堤南方】徳島港津田外防波堤の延長をフィニッシュラインとする。フィニッシュにあたり勝浦川河口付近及び大崎付近は水深が浅い為、接近を控えること。
- 8.3 フィニッシュした艇は、自艇の艇体の一部（バウスプリットやスピンポール、セール等を除く）が通過した時刻を秒単位で記録し、指定された方法でレース委員会まで申告しなければならない。
- 8.4 その他、レース委員会によって指定された地点を通過した時刻の記録を求めた場合は、レース艇は当該地点通過時刻を記録しなければならない。なお、レースの進捗如何では、本項によって記録した時刻をフィニッシュ時刻として採用する場合がある。

9 タイムリミット

- 9.1 インショア（ブイ周り）レース
スタート信号後90分、または参加艇の1/2がフィニッシュした後の20分のいずれか遅い方の時刻までにフィニッシュしなかった艇は、審問なしにフィニッシュしなかった（DNF）と記録される。なお、レース公示または艇長会議でタイムリミットを個別に指定した場合はこの限りではない。これはRRS35と付則A4を変更している。
- 9.2 その他コストルレースはレース公示にて指示する。

- 10 出艇申告
参加艇は所定の出艇申告書に記入し、レース公示に定められた時間内にレース本部に提出しなければならない。
- 11 帰着申告
11.1 参加艇は、レース委員会船のフィニッシュの合図を以って帰着申告とする。
11.2 自主計測フィニッシュが採用されている場合は、フィニッシュ時刻の申告を以って帰着申告とする。
11.3 リタイアしようとする艇はリタイアの意思をレース委員会に伝え、速やかにレース海面を離れなければならない。
- 12 ペナルティ
レース公示に定められた時間内に出艇申告を済ませなかった艇、艇長会議に出席しなかった艇、レース公示に定められた時間内にフィニッシュ時刻申告を行わなかった艇には、それぞれ修正時間の5%のタイムペナルティーを課す。
- 13 レーティングシステム
13.1 WOYC レースは独自レーティング (WOYC-PHRF) を用いてレース成績を算出する。レーティングの構成要素は、艇の基本的な帆走性能を評価した基本 TCF と、参加した各レースの成績に基づいて加算される HDCP によって決定される。
13.2 基本 TCF
13.2.1 基本 TCF は WOYC 入会時に提出された艇登録情報に基づいて算出される。
13.2.2 基本 TCF はその艇種の基本的な艀装、セールエリア、スピンネーカー艀装有り、フォールディングプロペラ装備の状態であることを前提に算出される。この例から外れる場合 (スピン艀装無しや、ソリッドプロペラ装着時) は、艇の新規登録・変更登録時に申告すること。
13.2.3 公式レーティング (IRC、ORC 等) を保有する艇は、基本 TCF 算出時の参考データとして艇登録 (変更登録を含む) 時にレーティング証書を提出する事により、艀装・セールプラン変更による性能評価を反映させる事がある。ただし、一度基本 TCF が確定した後に、TCF 更改を目的としたレーティング証書の提出は受け付けない。
13.3 HDCP (ハンディキャップ)
13.3.1 HDCP は艇が参加したレースの成績に基づいて下表の通り加算される。
- | 順位 | 加算値 |
|-------|---------------|
| 1 位 | 基本 TCF の 3 % |
| 2 位 | 基本 TCF の 2 % |
| 3 位 | 基本 TCF の 1 % |
| 4 位以下 | 基本 TCF の -1 % |
- 13.4 各レースの TCF
基本 TCF に累積 HDCP 値を加算した値を、各レース用の修正 TCF とする。

- 14 成績
- 14.1 レース毎に算出された修正 TCF を使用し、それを乗じた修正時間により順位を決定する。修正時間は四捨五入して秒単位までを計算する。
- 14.2 同一修正時間の艇がある場合は修正 TCF の数値が小さい艇を上位とする。
- 14.3 同一レガッタで複数レースを実施する場合は、すべてのレースの得点の合計による。この項は規則付則 A2 を変更している。なお、同一レガッタ内での HDCP 加算は行われない。
- 15 賞
- 各レガッタの 1 位、年間成績の第 1 位から第 3 位、全てのポイントレースにエントリーした艇を表彰する。
- 16 安全
- 乗員は艇が海上にいる間、個人用浮揚用具（ライフジャケット）を着用しなければならない。
- 17 リスクステートメント
- 17.1 RRS 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任はその艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による障害のリスクの増大などがある。セーリングスポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な障害、死亡のリスクである。
- 17.2 主催団体は、大会の前後期間中に生じた物的損害または人身障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。
- 18 保険
- 参加艇は、賠償責任、搭乗者障害、捜索救助費用を満たすヨット保険に加入していなければならない。
- 19 クラブ広報への協力
- 19.1 帆走及び安全確保に支障のない範囲で、写真・動画等の撮影を推奨する。
- 19.2 レース中及びレース前後の SNS 等への投稿には制限を設けない。
- 19.3 無人航空機等を使用しての撮影に関しても制限を設けないが、関連法規を遵守した運用を求める。
- ※ Web 委員会から、レースレポートの執筆を求める場合があります。その際は、ぜひご協力ください。

以上